

認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置について

1 要件

「長期優良住宅の普及に関する法律」の施行の日（平成21年6月4日）から令和13年3月31日までの間に新築された、認定長期優良住宅（「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき、千葉市が一定の基準を満たすものとして計画の認定を行った住宅）のうち、下記要件を満たすものは、固定資産税について下記のとおり減額措置が受けられます。

〈長期優良住宅の認定の要件〉

千葉市より発行されている認定通知書（長期優良住宅であることを証明する書類）が発行されていること

（「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき、千葉市が一定の基準を満たすものとして計画の認定を行った住宅であること）

〈「居住部分の割合」要件〉

居住部分の床面積の割合が当該家屋の2分の1以上であること

2 減額内容

〈減額される範囲〉

減額の適用となるのは1戸当たり120平方メートル相当分までとなります。

床面積	減額率
1戸当たりの床面積が120平方メートル以下のもの	税額の2分の1
1戸当たりの床面積が120平方メートルを超えるもの	120平方メートル分の税額の2分の1

〈減額される期間〉

区 分	減額期間
認定長期優良住宅	新築後5年間
認定長期優良住宅のうち中高層耐火・準耐火構造建築物	新築後7年間

3 申告方法

新たに固定資産税を課されることとなる年度の初日の属する年の1月31日※までに、減額申告書と認定通知書の写しを、該当物件の所在する区を管轄する各市税事務所の資産税課家屋班へ提出してください。（中央区、若葉区、緑区については東部市税事務所、花見川区、稲毛区、美浜区については西部市税事務所）

※1月31日が土曜日、日曜日、国民の休日又はその他の休日の場合は翌開庁日

【裏面が申請書の記載例になっておりますのでご覧下さい。】

記載例

〇〇年〇〇月〇〇日

※提出日をご記入下さい。

認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額申告書

(あて先) 千葉市長

※納税義務者の住所・氏名・電話番号をご記入下さい。



住 所 千葉市〇〇区〇〇町〇〇〇番地

納税義務者 氏 名 千葉 太郎

電 話 〇〇〇 (〇〇〇) 1 2 3 4

※太線内をご記入下さい。

減 額 を 受 け よ う と す る 家 屋	
家 屋 の 所 在 地	千葉市〇〇区〇〇〇町〇丁目 1 2 3 4 番地
家 屋 番 号	〇〇番〇
種 類	居宅
構 造	木造瓦葺
階 数	地上 〇階建て
床面積 (うち居住部分)	1 2 3 . 4 5 m ² (1 2 3 . 4 5 m ²)
建 築 年 月 日	〇〇年 〇〇月 〇〇日
登 記 年 月 日	〇〇年 〇〇月 〇〇日
備 考	

※申告書の提出期限は、新たに固定資産税を課されることとなる年度の初日の属する年の1月31日 (当日が閉庁日の場合は翌開庁日) です。

【添付書類】

- ①認定通知書の写し

年 月 日

認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額申告書

(あて先) 千葉市長



納税義務者 住 所
氏 名
電 話 ()

減 額 を 受 け よ う と す る 家 屋	
家 屋 の 所 在 地	千葉市 区
家 屋 番 号	
種 類	
構 造	
階 数	地上 階建て
床面積 (うち居住部分)	m ² (m ²)
建 築 年 月 日	年 月 日
登 記 年 月 日	年 月 日
備 考	

※申告書の提出期限は、新たに固定資産税を課されることとなる年度の初日の属する年の1月31日（当日が閉庁日の場合は翌開庁日）です。

【添付書類】

①認定通知書の写し